

「6次産業のまちの創造」を目指して



高島でがんばる企業の業務拡充・拡張やこれかたり高島でがんばりとある企業の進出、高島の未来を創りうつとある若い人達や元気な高齢者の起業、新分野への挑戦を高島市は応援します。

高島市が発足して丸一年が過ぎました。滋賀県で最も広く、水と緑が豊かなわたしたちのまちには、誇りとする里山の景観と暮らしがあります。市では、この自然や資源を守りながら活性化し、更に魅力的なものにするため、地元農林水産品の活用をはじめ、あらゆる資源に新たな価値を生み出すことで、地域経済の活性化を図つていこうとする皆さんを応援します。

今だからでは、このことを具現化していくために設けた2つの制度「高島市企業誘致条例」と「地域産業創造事業補助金」について説明します。

◆高島市企業誘致条例

高島市内の産業の振興と雇用の促進を図ることを目的として、新たな企業の進出や既存企業の業務拡充・拡張を支援することに加え、地元農林水産品の利活用をはじめ、あらゆる資源に新たな価値を生み出すことができるよう制度化しています。(条例施行期日は平成18年4月1日)

この条例の特徴は、第2次産業への支援を中心ではなく、時代の流

れに即した新技术や新製品、新サービスなどの研究開発、流通施設など全ての産業分野において企業誘致を目指すことです。

また、雇用の確保と同時に、「6次産業のまちの創造」という観点から、地元の農林水産品を活用する企業については、特に奨励することです。

これは、高島市の独自性と言えるでしょう。

- 条例の適用を受ける企業の条件は次のとおりです。

- ①新規参入企業：工場等の建設、設備投資に要した費用の総額が5千万円以上で、かつ操業開始までに市内から10人以上の従業員を雇用すること。
- ②既存企業：業務拡充に伴う工場等の増設、設備投資に要した費用の総額が5千万円以上で、かつ増設にかかる部分の操業開始までに市内から5人以上の従業員を雇用すること。

- 法人市民税に対応する奨励

建築物、償却資産等に対し課税する固定資産税の2分の1以内の額を交付します。

交付期間は、最初に賦課される年度から起算して3年間とします。

- 雇用促進奨励金

法人市民税の内、均等割額の2分の1以内の額を交付します。

交付期間は、最初に賦課される年度から起算して3年間とします。

- 雇用促進に対する奨励

高島市市民の雇用について、

交付期間は、操業開始までの翌年度とします。

○企業立地奨励金

●地域農林水産品活用奨励金

工場等の設備投資に地域林產品を活用して地域農林水產品を原材料として活用

します。

交付期間は、操業開始年の翌年度から3年間とします。

交付限度額は、地域林產品購入費の10%以内で、500万円を限度に奨励します。

交付限度額は、地域林產品購入費の10%以内で、500万円を限度に奨励します。